

# 宇土市立中学校クラブ運営協議会規約

令和8年6月18日

## (目的)

第1条 この規約は、中学校の部活動の地域展開を目指し、中学生のスポーツ・文化芸術活動の支援に関する活動を行い、新たなスポーツ・文化芸術環境を構築するために設立する宇土市立中学校クラブ（以下「中学校クラブ」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業)

第2条 中学校クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 中学生のスポーツ・文化芸術活動に際し、技術向上を支援する事業
- (2) 中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ活動を支援する事業

## (事業主体及び実施方法)

第3条 中学校クラブの円滑な運営を図るため、宇土市立中学校クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）の事務局を宇土市教育委員会生涯活動推進課に置く。

2 運営協議会は、個別クラブの活動の実施について民間事業者その他外部団体に委託し行うことができる。

## (登録申請)

第4条 中学校クラブの登録を申請しようとするものは、宇土市立中学校クラブ登録申請書（様式第1号）を、活動を開始する1か月前までに、運営協議会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、承認する団体は、1競技種目につき1団体までとする。ただし、男女で分ける場合や特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 前項の規定により登録を申請した団体は、次の各号に掲げる書類を運営協議会に提出しなければならない。

- (1) 指導員名簿（様式第2号）
- (2) 参加生徒名簿（様式第3号）
- (3) その他、運営協議会が必要と認める書類

## (指導者の責務等)

第5条 中学校クラブの主任指導員は、運営協議会が認めるものとする。

2 中学校クラブに登録する主任指導員及び指導員は、運営協議会や地方自治体等が実施する研修会に参加しなければならない。ただし、JSP0 公認スポーツ指導者等の有資格者で事務局が認めた場合には、この限りではない。

3 運営協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、主任指導員及び指導員について期間を定めて指導を停止させることができる。

- (1) 本規約を遵守しなかった場合
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント等の不適切な行為が確認できた場合
- (3) その他、運営協議会が認める場合

(教職員及び公務員の兼職兼業)

第6条 中学校クラブでの指導を希望する教職員又は公務員は、その者のサービスを監督する教育委員会又は任命権者の許可を得なければならない。

(入会資格)

第7条 中学校クラブに入会できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宇土市立中学校に在籍する生徒
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が入会の必要があると認める者には、入会資格を付与することができる。

3 前2項に規定する手続等は、運営協議会が別に定める電子的方法により行うことができる。

(入会手続)

第8条 中学校クラブに入会を希望する生徒の保護者は、宇土市立中学校クラブ入会申込書(様式第4号)に必要書類を添えて、運営協議会に提出するものとする。

2 中学校クラブに入会した者(以下「会員」という。)の保護者は、入会申込後に記載事項の変更が生じた場合は、速やかに運営協議会に届け出るものとする。

(会費等)

第9条 会員の保護者は、クラブ活動への参加不参加にかかわらず、会費として別表1に定める額を納入しなければならない。

2 会員の保護者は、前項に規定する会費のほか、中学校クラブの個別クラブ活動に応じて、ユニフォーム代、大会参加費、用具代、交通費等の費用が発生する場合は、当該費用を個別クラブで組織する保護者会等に納入しなければならない。

(会費の還付)

第10条 会費は、原則還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会費の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 気象及び災害等、会員の責に帰さない事由により、1月以上活動ができなかったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、運営協議会が特に必要があると認めたとき。

2 運営協議会は、次の各号のいずれかに該当する会員に対して会費等を減額することができる。

- (1) 就学援助の認定を受けている世帯の会員
- (2) 前号に準ずると認められる世帯の会員
- (3) その他運営協議会が認めた会員

3 前項の規定により、会費等の減額を希望する保護者は、会費等減額申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、運営協議会に提出しなければならない。

(活動の停止)

第11条 運営協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の個別クラブの活動について期間を定めて停止させることができる。

- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により会員の健康が害されるおそれがある場合
- (2) 本規約を遵守しなかった場合
- (3) 会員及び第三者等に迷惑となる行為等を行った場合
- (4) その他運営協議会が会員として相応しくないと認める行為を行った場合

2 運営協議会は、前項の規定により、会員の個別クラブの活動を停止させる場合には、宇土市立中学校クラブ活動停止通知書（様式第6号）を該当者に通知するものとする。

3 第9条第1項の規定に関わらず、活動停止期間中の会費は、徴収しない。

（活動の休止）

第12条 月単位で、個別クラブの活動を休止しようとする会員の保護者は、宇土市立中学校クラブ活動休止届（様式第7号）を運営協議会に提出するものとする。

2 運営協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個別クラブの活動を休止することができる（様式第8号）。

- (1) 個別クラブにおいて主任指導員が確保できない場合
- (2) 会員が競技に必要なチーム登録人数に満たない場合
- (3) その他運営協議会が特に必要があると認めた場合

3 第9条第1項の規定に関わらず、休止期間中の会費は、徴収しない。

4 第1項の規定により、活動を休止している会員が、活動を再開しようとするときは、会員の保護者は、宇土市立中学校クラブ活動再開届（様式第9号）を運営協議会に提出するものとする。

5 前項の規定により、活動を再開した会員の保護者は、活動を再開した月の分から、会費を納入しなければならない。

（活動の退会）

第13条 所属する個別クラブを退会しようとする会員の保護者は、宇土市立中学校クラブ退会届（様式第10号）により、運営協議会に提出するものとする。

2 前項の規定により退会した場合の会費は、退会した月の分までを納入しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、運営協議会は、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第11条の規定により、個別クラブ活動への参加を停止されている会員が、停止期間後においてもなお改善が認められない場合
- (2) その他運営協議会が退会させる必要があると認める場合

（活動日等）

第14条 個別クラブの活動日（以下「活動日」という。）は、学校の教育活動以外の時間（原則平日は3日以内、土曜日、日曜日はどちらか1日）とし、熊本県策定の「中学校における学校部活動の指針」に定める活動日数、活動時間及び別表2に定める時間の範囲内で行うものとする。

2 前項で定める活動時間の範囲外で活動を希望する個別クラブは、次の各号のいずれかに該

当する場合、個別クラブチャレンジ申請書（様式第 1 1 号）を運営協議会に提出し、承認があれば、活動することができる。

- (1) 会員及び会員の保護者からの希望がある場合
- (2) 大会又は発表会等への準備に向けた技術力向上を希望する場合
- (3) その他運営協議会が認める場合

3 個別クラブは、所属クラブ会員や保護者の同意を得て、活動日数や時間を変更することができる。その際は、運営協議会に事前に申請し、承認を得なければならない。

4 会員は、活動日に欠席する場合には、事前に個別クラブを担当する主任指導員等に連絡するものとする。

（活動の中止）

第 1 5 条 個別クラブは、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、予定する活動を中止することができる。

- (1) 気象及び災害等（感染症による感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき。
- (2) 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。
- (3) 緊急又は不測の事態により、主任指導員等が活動に従事することができないとき。
- (4) その他運営協議会が活動を中止する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、活動を中止する場合は、参加を予定する会員の保護者又は会員本人に対し、主任指導員等から連絡を行うものとする。

（謝金）

第 1 6 条 運営協議会は、個別クラブの主任指導員及び指導員に対して、1 回の活動につき別表 3 に定める額の謝金を個人に支払うものとする。ただし、1 回の活動につき支払う謝金額は、主任指導員及び指導員合わせて 2 名分を上限とする。

（保険の加入）

第 1 7 条 主任指導員、指導員及び会員は、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

（会員情報等の取扱い）

第 1 8 条 中学校クラブへの入会に際し、運営協議会が取得した個人情報、中学校クラブの運営及び活動に必要な範囲内に限り利用できるものとする。

2 運営協議会は、第 3 条第 2 項の規定により、個別クラブの活動の実施について民間事業者その他外部団体に委託する場合は、取得した個人情報を当該委託業者に提供することができる。

（運営協議会の組織）

第 1 9 条 運営協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する委員 1 5 人以内をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 生徒の保護者の代表者
- (3) 学校代表者
- (4) 社会体育団体関係者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 前項に規定する委員のうち職をもって委嘱又は任命された委員は、当該職を辞したとき解嘱されたものとみなす。

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第20条 運営協議会に次の役員等を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 3人

(3) 運営委員 必要な人数

(4) 事務局長 1人

(5) 事務局次長 1人

(6) 顧問 1人

(役員の職務)

第21条 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 運営委員は、中学校クラブの運営会務に携わる。

4 事務局長は、中学校クラブの運営に関する事務を司る。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、中学校クラブの運営に関する事務を司る。

6 顧問は、委員長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第22条 委員長は、宇土市教育部長をもって充てる。

2 副委員長は、学校代表者をもって充てる。

3 運営委員は、委員長が指名する。

4 事務局長は、生涯活動推進課長をもって充てる。

5 事務局次長は、学校教育課代表者をもって充てる。

6 顧問は、宇土市教育長をもって充てる。

(運営協議会)

第23条 運営協議会は、委員長、副委員長及び運営委員をもって構成する。

2 運営協議会は、中学校クラブ運営のために委員長が必要と認めた事項について協議し、決定する。

3 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 運営協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第24条 この規約に定めのない事項及び中学校クラブの運営上必要な事項は、運営協議会

が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年6月18日から施行する。

別表1（第9条関係）

|                                                                                                                                                                                   | 第1期（4月～7月） | 第2期（8月～11月） | 第3期（12月～3月） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|-------------|
| 全学年                                                                                                                                                                               | 14,000 円   | 14,000 円    | 14,000 円    |
| 備考<br>(1) 各期の途中で入会する場合は、入会した月の分から会費が発生し、月額 3,500 円で月割り計算した額を納入することとする。<br>(2) 各期の途中で退会する場合は、退会した月の分まで会費を納入するものとし、前金払いをしている場合は、月額 3,500 円で月割り計算した額を還付するものとする。ただし、手数料は会員が負担するものとする。 |            |             |             |

別表2（第14条関係）

個別クラブの活動

| 時季                                            | 対象月           | 活動場所退出完了時刻 |
|-----------------------------------------------|---------------|------------|
| 夏季                                            | 4月～9月         | 19:00      |
| 中間期                                           | 10月～11月、2月～3月 | 18:30      |
| 冬季                                            | 12月～1月        | 18:00      |
| 備考 個別クラブの活動時間は、原則、活動場所退出完了時刻までの範囲内で設定するものとする。 |               |            |

別表3（第16条関係）

|                                       | 休日      | 平日      |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 主任指導員                                 | 5,000 円 | 3,000 円 |
| 指導員                                   | 3,000 円 | 2,000 円 |
| 備考 謝金額は、平日は3日以内、土曜日、日曜日はどちらか1日を上限とする。 |         |         |

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

## 年度 宇土市立中学校クラブ登録申請書

## 【活動クラブ名】

|  |
|--|
|  |
|--|

別紙の参加生徒名簿のメンバー及び指導員でクラブ活動を行いますので届出します。なお、本届出書に記載された内容が、所属する中学校及び宇土市立中学校クラブ運営協議会に提供されることについては、各生徒、保護者、指導員の同意を得ています。

## 1. 代表者

|       |             |
|-------|-------------|
| 保護者氏名 |             |
| 生徒氏名  | ( ) 中学校 年 組 |
| 住 所   |             |
| 電 話   | ( ) —       |

## 2. 主な活動場所

|     |  |
|-----|--|
| 施設名 |  |
|-----|--|

## 3. 主な活動時間

| 平日（3つまで○）   |   |   |   |   | 休日（1つまで○） |   |
|-------------|---|---|---|---|-----------|---|
| 月           | 火 | 水 | 木 | 金 | 土         | 日 |
| 時 分から 時 分まで |   |   |   |   | 時 分から 時 分 |   |

※平日の活動時間は2時間程度以内、休日の活動時間は3時間程度以内を基本とします。超過する練習については、別途チャレンジ申請書（様式第10号）をご提出ください。

## 4. 備考

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第2号（第4条関係）

## 令和 年度 宇土市立中学校クラブ 指導員名簿

### 【活動クラブ名】

|  |
|--|
|  |
|--|

活動種目（男・女）（ ）

### 【主任指導員】

| No | 区分（○を付けてください） | 氏名 | 住所 | 連絡先 | 年齢 |
|----|---------------|----|----|-----|----|
| 1  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |

### 【指導員】

| No | 区分（○を付けてください） | 氏名 | 住所 | 連絡先 | 年齢 |
|----|---------------|----|----|-----|----|
| 1  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |
| 2  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |
| 3  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |
| 4  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |
| 5  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |
| 6  | 新規 ・ 継続 ・ 退任  |    |    |     |    |

※名簿については、緊急時等に連絡先が分かるものであれば、この様式に限りません。

※記載していただいた個人情報は、学校部活動及び地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する中学校及び宇土市立中学校クラブに提供すること以外には使用しません。

※各指導員には、1回の活動ごとに謝金を支払うため、別紙で口座情報を添付してください。ただし、指導員については、代表者1名にまとめて支払うものとします。

※名簿をもとに保険に加入いたします。記入漏れがないようお願いいたします。

## 令和 年度 宇土市立中学校クラブ参加生徒名簿

【活動クラブ名】

|  |
|--|
|  |
|--|

活動種目（男・女）（ ）

| No | 氏名 | 学校 | 学年 | 住所 | 保護者名 | 連絡先 |
|----|----|----|----|----|------|-----|
| 1  |    |    |    |    |      |     |
| 2  |    |    |    |    |      |     |
| 3  |    |    |    |    |      |     |
| 4  |    |    |    |    |      |     |
| 5  |    |    |    |    |      |     |
| 6  |    |    |    |    |      |     |
| 7  |    |    |    |    |      |     |
| 8  |    |    |    |    |      |     |
| 9  |    |    |    |    |      |     |
| 10 |    |    |    |    |      |     |
| 11 |    |    |    |    |      |     |
| 12 |    |    |    |    |      |     |
| 13 |    |    |    |    |      |     |
| 14 |    |    |    |    |      |     |
| 15 |    |    |    |    |      |     |
| 16 |    |    |    |    |      |     |
| 17 |    |    |    |    |      |     |
| 18 |    |    |    |    |      |     |

※名簿については、緊急時等に連絡先が分かるものであれば、この様式に限りません。

※記載していただいた個人情報は、地域クラブ活動の円滑な運営を目的として、所属する  
中学校及び宇土市立中学校クラブに提供すること以外には使用しません。

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

## 宇土市立中学校クラブ入会申込書

宇土市立中学校クラブに入会したいので、宇土市立中学校クラブ運営協議会規約第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

|              |            |                                             |           |          |  |
|--------------|------------|---------------------------------------------|-----------|----------|--|
| 本人情報<br>(生徒) | フリガナ<br>氏名 | (男・女)                                       | 生年<br>月 日 | 年 月 日    |  |
|              | 学校名・学年     | 鶴城中・住吉中・網田中／ ( ) 年生                         |           |          |  |
|              | 健康状態       | 良好 ・ その他 ( )                                |           |          |  |
|              | 希望するクラブ名   |                                             | 利用区分      | 新規・変更・継続 |  |
|              | 利用開始月      | ※4月以外に入会する場合に記載ください。<br>年 月から               |           |          |  |
|              | 特記事項       | 上記に記載した以外で特に伝えたい事項があれば、ご記入ください。<br>(アレルギー等) |           |          |  |

|       |            |                                           |            |  |
|-------|------------|-------------------------------------------|------------|--|
| 保護者情報 | フリガナ<br>氏名 |                                           | 本人との<br>続柄 |  |
|       | 住所         | 〒 —                                       |            |  |
|       | 緊急連絡先①     | [氏名： ] [電話番号： ]<br>□自宅 □携帯電話 □勤務先（勤務先名； ） |            |  |
|       | 緊急連絡先②     | [氏名： ] [電話番号： ]<br>□自宅 □携帯電話 □勤務先（勤務先名； ） |            |  |
|       | E-mail     |                                           |            |  |

☐ 宇土市立中学校クラブ運営協議会規約を遵守し、宇土市立中学校クラブに入会することに同意します。

☐ 保険の加入について、加入手続きを運営協議会に一任します。

保護者：住所：

氏名：

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

保護者：住所：

氏名：

電話番号：

会費等減額申請書

宇土市立中学校クラブの会費等の減額をしたいので、宇土市立中学校クラブ運営協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり申し込みます。

|          |            |                     |
|----------|------------|---------------------|
| 会員<br>情報 | フリガナ<br>氏名 | (男・女)               |
|          | 加入種目       |                     |
|          | 学校名・学年     | 鶴城中・住吉中・網田中／ ( ) 年生 |

☐ 本申請に関する情報を運営協議会に提供することについて同意します。

保護者：住所：

氏名：

添付書類 就学援助認定通知書

年 月 日

様

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長

宇土市立中学校クラブ活動停止通知書

年 月から宇土市立中学校クラブに入会している下記生徒について、宇土市立中学校クラブ運営規約第 1 1 条の規定により、個別クラブの活動を停止しましたので通知します。

|              |                   |           |       |
|--------------|-------------------|-----------|-------|
| フリガナ<br>生徒氏名 | (男・女)             | 生年<br>月 日 | 年 月 日 |
| 学校名          | 鶴城中・住吉中・網田中／（ ）年生 |           |       |
| 参加クラブ名       |                   |           |       |
| 活動停止期間       | 年 月 日から 年 月 日まで   |           |       |
| 停止理由         |                   |           |       |

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

保護者：住所：

氏名：

電話番号：

宇土市立中学校クラブ活動休止届

宇土市立中学校クラブにおける個別クラブの活動を休止したいので、宇土市立中学校クラブ規約第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|              |                   |           |       |
|--------------|-------------------|-----------|-------|
| フリガナ<br>生徒氏名 | (男・女)             | 生年<br>月 日 | 年 月 日 |
| 学校名          | 鶴城中・住吉中・網田中／（ ）年生 |           |       |
| 参加クラブ名       |                   |           |       |
| 活動休止期間       | 年 月 日から 年 月 日まで   |           |       |
| 休止理由         |                   |           |       |

備考

- 1 個別クラブの休止期間中の会費は、納入する必要はありません。
- 2 個別クラブの活動を再開する場合は、宇土市立中学校クラブ活動再開届（様式第 8 号）を提出してください。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

クラブ 様

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長

宇土市立中学校クラブ休止通知書

年 月から（活動開始を予定・活動）している宇土市立中学校クラブについて、  
宇土市立中学校クラブ運営規約第 1 2 条第 2 項の規定により、（ ）クラブの  
活動を休止する措置をしましたので通知します。

|        |                            |             |       |
|--------|----------------------------|-------------|-------|
| クラブ名   |                            | 活動開始<br>月 日 | 年 月 日 |
| クラブ部員数 | 3 年生（ ）名 2 年生（ ）名 1 年生（ ）名 |             |       |
| 主任指導員名 |                            |             |       |
| 活動休止期間 | 年 月 日から 年 月 日まで            |             |       |
| 休止理由   |                            |             |       |

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

保護者：住所：

氏名：

電話番号：

宇土市立中学校クラブ活動再開届

宇土市立中学校クラブにおける個別クラブの活動を再開したいので、宇土市立中学校クラブ運営協議会規約第 1 2 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|              |                   |           |       |
|--------------|-------------------|-----------|-------|
| フリガナ<br>生徒氏名 | (男・女)             | 生年<br>月 日 | 年 月 日 |
| 学校名          | 鶴城中・住吉中・網田中／（ ）年生 |           |       |
| 参加クラブ名       |                   |           |       |
| 活動再開日        | 年 月 日から           |           |       |

備考 個別クラブの活動を再開した場合は、活動を再開した月の分から、会費を納入していただくことになります。

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

宇土市立中学校クラブ運営協議会 会長 様

保護者：住所：

氏名：

電話番号：

宇土市立中学校クラブ退会届

宇土市立中学校クラブにおける個別クラブを退会したいので、宇土市立中学校クラブ運営協議会規約第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|              |                   |           |       |
|--------------|-------------------|-----------|-------|
| フリガナ<br>生徒氏名 | (男・女)             | 生年<br>月 日 | 年 月 日 |
| 学校名          | 鶴城中・住吉中・網田中／（ ）年生 |           |       |
| 参加クラブ名       |                   |           |       |
| 退会日          | 年 月 日から           |           |       |
| 退会理由         |                   |           |       |

備考 個別クラブを退会した場合の会費は、退会した月の分までを納入していただくことになります。

個別クラブチャレンジ申請書

|  |
|--|
|  |
|--|

|      |                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平日   | (例) 毎週火曜日、〇日など<br><br>活動時間 (      :      ) ~ (      :      )                                                                                                                                                            |
| 休日   | (例) 毎週土曜日、〇日など<br><br>活動時間 (      :      ) ~ (      :      )                                                                                                                                                            |
| 振替日  | 活動日が週5日を超える場合、記入すること                                                                                                                                                                                                    |
| 申請目的 | 下記のうち、該当する項目にチェックをしてください。<br><input type="checkbox"/> 会員及び会員の保護者からの希望があるため<br><input type="checkbox"/> 大会又は発表会等への準備に向けた技術力向上を希望するため<br><input type="checkbox"/> その他運営協議会が認める場合  理由:(                                  ) |
| 備考   |                                                                                                                                                                                                                         |

活動場所の調整を行うため、原則、活動月の2か月前に提出してください。